

農用地等借受申出書

神戸市農業委員会会长宛

神戸市長宛

令和 年 月 日

受付	農業委員会	年	月	日
----	-------	---	---	---

住 所		集 落 名		
ふ り が な				
氏 名				
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	専 兼 別	専・兼
連 絡 先	電話 () -	認定農業者の登録	有・無	

農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）により、下記農用地等について借り受けたいので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」第4の1の規定に基づき申し出ます。

I 借り受ける農用地等及び借り受けるときの条件

借り受け希望の農用地等						借り受けるときの条件							
土地の所在			地番	地目		面積 (m ²)	土地の所有権者	利用権の種類	利用権の内容 (土地の利用目的を含む)	借受期間 (年)	借賃(年額)		借賃の支払方法
町	大字	字		登記簿	現況						当該土地(kg・円)	10アール当り(kg・円)	
								賃借権 使用貸借権					
								賃借権 使用貸借権					
								賃借権 使用貸借権					
計			筆	-	-	m ²							

II 農用地等を借り受ける者の農業経営の状況（必ず記入してください。）

現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積			農作業従事日数	主たる経営作目	世帯員(構成員)の農業従事者及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
					世帯員 (家族の人数)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者を()内に記入)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量(台)
農地	田	m ²	日	人	男	農業専従者	人	人	日	頭	耕うん機	
	畑	m ²			女	農業補助者	主として農業に従事する者	人	頭	頭	コンバイン	
	樹園他	m ²					従として農業に従事する者	人	頭	頭	バインダー	
	採草放牧地	m ²						人	頭	頭	ハーベスター	
								人			動力田植機	
								人			もみすり機	
								人				

利用権設定共通事項（一般（個人と個人）の貸し借りの場合）

この農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による貸し借りは、各筆明細で貸し手・借り手が定めるもののほか、次の約束ごとにより行います。なお、この貸し借りは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を作成し、同法第19条の規定に基づき市で公告手続きを経て定まります。

（1）借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払ができない場合は、相当と認められる期日までの支払を猶予する。

（2）借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

（3）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

（4）転貸又は譲渡の禁止

乙は、あらかじめ市と協議の上甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

（6）租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 7 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

（9）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（10）その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。